

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年4月2日(2009.4.2)

【公開番号】特開2005-144024(P2005-144024A)

【公開日】平成17年6月9日(2005.6.9)

【年通号数】公開・登録公報2005-022

【出願番号】特願2003-389075(P2003-389075)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 2 A

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成21年2月16日(2009.2.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技盤と、

この遊技盤の遊技領域に遊技球を案内する合成樹脂製の案内レールとを備えた遊技機において、

前記案内レールに沿って、または前記案内レールの一部もしくは全部を構成するように磁性体を設けることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記案内レールは、前記遊技盤上に前記遊技領域を仕切るように弧状に延び、該遊技領域下部のアウト口に遊技球を回収するものであって、該アウト口周辺部には磁性体としての帯板が設けられることを特徴とする請求項1記載の遊技機。

【請求項3】

前記案内レールのアウト口周辺部に前記帯板を挿入可能な横長溝を設けるとともに、該横長溝に沿って前記帯板を撓ませて嵌合させたことを特徴とする請求項2に記載の遊技機。

。

【請求項4】

前記帯板の長さ方向の所定位置に、前記横長溝の溝幅よりも大きい屈曲部を形成したことを特徴とする請求項3に記載の遊技機。

【請求項5】

前記横長溝の端部に、前記帯板の長さ方向および幅方向のズレを防止するストップ口を形成し、かつ、前記帯板の端部には、前記ストップ口に挿入可能な差込み片を設けたことを特徴とする請求項3または4に記載の遊技機。